

保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」の改正について

年 月 日  
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>保証業務実務指針 3000</p> <p style="text-align: center;"><b>監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針</b></p> <p style="text-align: right;">2017年12月19日                      改正 2019年8月1日                      改正 2021年6月9日                      改正 2021年9月16日                      改正 2022年10月13日                      改正 2023年3月16日                      最終改正 2024年●月●日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (実務指針：第3号)</p> <p><b>《1. 本実務指針の範囲》</b></p> <p>1. 本実務指針は、監査事務所(第3項(2)参照)が行う監査及びレビュー業務以外の保証業務について実務上の指針を提供するものである。</p> <p>したがって、本実務指針は、一般に公正妥当と認められる監査の基準、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準、又はレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠して実施する保証業務には適用しない。また、本実務指針は、内部統制の有効性に関する保証業務に広く適用されるが、金融商品取引法の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠して行う内部統制監査には適用しない。</p> <p>以下、本実務指針においては、特段の説明がない限り監査及びレビュー業務以外の保証業務を「保証業務」という(A22項及びA23項参照)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本実務指針は、2020年1月1日以降に発行する保証報告書に適用する。ただし、本実務指針の第3項、第4項及び全ての要求事項が適用可能である場合には、本実務指針の公表日(2017年12月19日)以降に発行する保証報告書から適用することを妨げない。</li> </ul>	<p>保証業務実務指針 3000</p> <p style="text-align: center;"><b>監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針</b></p> <p style="text-align: right;">2017年12月19日                      改正 2019年8月1日                      改正 2021年6月9日                      改正 2021年9月16日                      改正 2022年10月13日                      最終改正 2023年3月16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (実務指針：第3号)</p> <p><b>《1. 本実務指針の範囲》</b></p> <p>1. 本実務指針は、監査事務所(第3項(2)参照)が行う監査及びレビュー業務以外の保証業務について実務上の指針を提供するものである。</p> <p>したがって、本実務指針は、一般に公正妥当と認められる監査の基準、一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準、又は保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠して実施する保証業務には適用しない。また、本実務指針は、内部統制の有効性に関する保証業務に広く適用されるが、金融商品取引法の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠して行う内部統制監査には適用しない。</p> <p>以下、本実務指針においては、特段の説明がない限り監査及びレビュー業務以外の保証業務を「保証業務」という(A22項及びA23項参照)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本実務指針は、2020年1月1日以降に発行する保証報告書に適用する。ただし、本実務指針の第3項、第4項及び全ての要求事項が適用可能である場合には、本実務指針の公表日(2017年12月19日)以降に発行する保証報告書から適用することを妨げない。</li> </ul>

- 2019年8月1日改正後の本実務指針は、2020年1月1日以降に発行される保証報告書に適用する。ただし、本実務指針の第3項、第4項及び全ての要求事項が適用可能である場合には、公表日(2019年8月1日)以降に発行する保証報告書から適用することを妨げない。
- 2021年6月9日改正後の本実務指針は、2022年4月1日以降に発行される保証報告書に適用する。ただし、2022年3月31日以前に発行する保証報告書から適用することを妨げない。
- 2021年9月16日改正後の本実務指針は、2022年4月1日以降に発行される保証報告書に適用する。ただし、2022年3月31日以前に発行する保証報告書から適用することを妨げない。
- 本実務指針(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以降に契約を締結する業務から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年3月31日以前に契約を締結する業務から早期適用することを妨げない。
- 本実務指針(2023年3月16日)は、2023年4月1日以降に契約を締結する業務から適用する。ただし、本実務指針を、2023年3月31日以前に契約を締結する業務において、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023年7月1日以降に契約を締結する業務から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以降に契約を締結する業務から適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日)及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日)と併せて、2024年6月30日以前に契約を締結する業務から早期適用することを妨げない。
- 本実務指針(2024年●月●日)は、2024年4月1日以降に契約を締結する業務から適用する。なお、保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」の表題変更に伴う修正は2024年●月●日から適用する。

以上

- 本実務指針(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - 倫理規則(2022年7月25日変更)  
(修正箇所:第4項、第12項、第20項、第69項、A31項からA34項、A60項、A172項及び付録3)
  - 保証業務実務指針(序)「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日公表)  
(上記以外の修正箇所)
- 本実務指針(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - 倫理規則(2022年7月25日変更)  
(修正箇所:A31項からA34項、A60項(3)、A67項、A101a項、A126項、A192bからA192d項及びA192f項)

- 2019年8月1日改正後の本実務指針は、2020年1月1日以降に発行される保証報告書に適用する。ただし、本実務指針の第3項、第4項及び全ての要求事項が適用可能である場合には、公表日(2019年8月1日)以降に発行する保証報告書から適用することを妨げない。
- 2021年6月9日改正後の本実務指針は、2022年4月1日以降に発行される保証報告書に適用する。ただし、2022年3月31日以前に発行する保証報告書から適用することを妨げない。
- 2021年9月16日改正後の本実務指針は、2022年4月1日以降に発行される保証報告書に適用する。ただし、2022年3月31日以前に発行する保証報告書から適用することを妨げない。
- 本実務指針(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以降に契約を締結する業務から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年3月31日以前に契約を締結する業務から早期適用することを妨げない。
- 本実務指針(2023年3月16日)は、2023年4月1日以降に契約を締結する業務から適用する。ただし、本実務指針を、2023年3月31日以前に契約を締結する業務において、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023年7月1日以降に契約を締結する業務から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以降に契約を締結する業務から適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日)及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日)と併せて、2024年6月30日以前に契約を締結する業務から早期適用することを妨げない。

以上

- 本実務指針(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - 倫理規則(2022年7月25日変更)  
(修正箇所:第4項、第12項、第20項、第69項、A31項からA34項、A60項、A172項及び付録3)
  - 保証業務実務指針(序)「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日公表)  
(上記以外の修正箇所)
- 本実務指針(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - 倫理規則(2022年7月25日変更)  
(修正箇所:A31項からA34項、A60項(3)、A67項、A101a項、A126項、A192bからA192d項及びA192f項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日改正)</li> <li>－ 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日改正) (上記以外の修正箇所)</li> <li>・ <u>本実務指針(2024年●月●日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u></li> <li>－ <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日改正)</li> <li>－ 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日改正) (上記以外の修正箇所)</li> </ul>
(省 略)	(省 略)

以 上